

令和 8 年度
紀の川市地域公共交通活性化再生協議会
(第 2 回)

【書面会議】

議 案 書

【発 送 日】 令和 8 年 7 月 1 7 日 (金)

【返送期限】 令和 8 年 7 月 2 9 日 (水)

内容

会議次第	1
はじめに	2
議案第 1 号	4
議案第 2 号	6
【参考】紀の川市地域公共交通活性化再生協議会規約	8
【参考】委員名簿	11

会議次第

1. はじめに

2. 議 事

議案第1号

- ▼紀の川コミュニティバスの車両更新に伴う移動円滑化基準適用除外について
 - ・資料1のとおり

議案第2号

- ▼紀の川市地域巡回バスの車両更新に伴う移動円滑化基準適用除外について
 - ・資料2のとおり

はじめに

■移動円滑化基準適用除外とは

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「バリアフリー法」という。）第8条第1項の規定により、公共交通事業者等が車両等を新たに事業の用に供するときは、「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備並びに旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令」で定められた基準（以下「移動円滑化基準」という。）に車両等を適合させなければなりません。

しかし、車両の構造や運行の態様により、移動円滑化基準を満たすことが困難である場合には、地域公共交通会議で協議を整理し地方運輸局に申請し、認定を受けることで、移動円滑化基準の一部が適用除外となります。

■移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備並びに旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令（乗合バス車両関係を抜粋）

（乗降口）

第三十七条 乗降口の踏み段の端部の全体がその周囲の部分と色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより踏み段を容易に識別できるものでなければならない。

2 乗降口のうち一以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 幅は、八十センチメートル以上であること。

二 スロープ板その他の車椅子使用者の乗降を円滑にする設備（国土交通大臣の定める基準に適合しているものに限る。）が備えられていること。

（床面）

第三十八条 国土交通大臣の定める方法により測定した床面の地上面からの高さは、六十五センチメートル以下でなければならない。

2 床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものでなければならない。

（車椅子スペース）

第三十九条 乗合バス車両には、次に掲げる基準に適合する車椅子スペースを一以上設けなければならない。

一 車椅子使用者が円滑に利用できる位置に手すりが設けられていること。

二 車椅子使用者が利用する際に支障となる段がないこと。

三 車椅子を固定することができる設備が備えられていること。

四 車椅子スペースに座席を設ける場合は、当該座席は容易に折り畳むことができるものであること。

五 他の法令の規定により旅客が降車しようとするときに容易にその旨を運転者に通報するためのブザーその他の装置を備えることとされている乗合バス車両である場合は、車椅子使用者が利用できる位置に、当該ブザーその他の装置が備えられていること。

六 車椅子スペースである旨が表示されていること。

七 前各号に掲げるもののほか、長さ、幅等について国土交通大臣の定める基準に適合するものであること。

(優先席)

第三十九条の二 乗合バス車両に優先席を設ける場合は、その付近に、当該優先席における優先的に利用することができる者を表示する標識を設けなければならない。

(通路)

第四十条 第三十七条第二項の基準に適合する乗降口と車椅子スペースとの間の通路の幅（容易に折り畳むことができる座席が設けられている場合は、当該座席を折り畳んだときの幅）は、八十センチメートル以上でなければならない。

2 通路には、国土交通大臣が定める間隔で手すりを設けなければならない。

(運行情報提供設備等)

第四十一条 乗合バス車両内には、次に停車する停留所の名称その他の当該乗合バス車両の運行に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備を備えなければならない。

2 乗合バス車両には、車外用放送設備を設けなければならない。

3 乗合バス車両の前面、左側面及び後面に、乗合バス車両の行き先を見やすいように表示しなければならない。

(意思疎通を図るための設備)

第四十二条 乗合バス車両内には、聴覚障害者が文字により意思疎通を図るための設備を備えなければならない。この場合においては、当該設備を保有している旨を当該乗合バス車両内に表示するものとする。

■移動円滑化基準適用除外の認定を申請することができる自動車

(1) 地形上の理由により移動円滑化基準に適合する自動車の走行が物理的に困難な路線を走行する自動車（自動車の運用上やむを得ず当該路線以外を走行する場合も含む。）

(2) 高速バス、定期観光バス、空港等アクセスバスその他の床下に収納スペースを設ける必要があること等により低床化が困難であり、かつ、通常利用する乗降口を自動車の左側面の前部にしか設けることができない自動車

(3) 幅2.1m以下であって乗車定員が23人を超える自動車、ガイドウェイバスその他の技術開発上移動円滑化基準への適合が困難な自動車

(4) 車両総重量5t以下であって乗車定員が23人以下の自動車

(5) 平成12年11月14日までに道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第58条第1項に規定する自動車検査証の交付を受けた自動車及び平成12年10月31日までに公共交通事業者等が購入する契約を締結し、平成13年3月31日までに当該公共交通事業者等が新たにその事業の用に供する自動車であって、公共交通事業者等が中古自動車として新たにその事業の用に供するもの

(6) 前各号に掲げるもののほか、その構造により若しくは運行の態様により移動円滑化基準に適合できない特別の事由がある自動車

議案第 1 号

紀の川コミュニティバスの車両更新に伴う移動円滑化基準適用除外について

- 岩出市と共同運行している「紀の川コミュニティバス」の運行に使用する車両について、運行事業者の和歌山バス那賀株式会社が車両老朽化に伴う車両更新を行うにあたり、バリアフリー法における移動円滑化基準の適用除外認定の申請を行うことについて、承認を求める。

資料 1のとおり

令和 8 年 7 月 1 7 日提出

■紀の川コミュニティバスの車両更新に伴う移動円滑化基準適用除外について

1. 運行事業者（和歌山バス那賀株式会社）からの協議依頼

紀の川コミュニティバスの運行に使用している車両が、老朽化により本年中をめどに更新せざるを得ない状況となっています。

導入車両につきましては、本来、バリアフリー法における移動円滑化基準に適合する車両の手配を進めて参りたいところですが、当路線は幅員が狭隘な箇所が点在する区域を運行しており、大型車両の導入は困難です。また小型車両で移動円滑化基準に適合した車両の手配についても、車両市場の供給面から今回の更新時期に手配することは困難な状況であります。

これらの状況を考慮し、今回更新する車両については、令和6年度に導入した車両と同様の車両を導入し、適用除外認定を申請することについて同意を求めます。

なお、乗降に配慮を要する利用者については、乗務員による乗降時の見守りや声かけ等、実施可能な範囲でサポートすることを申し添えます。

【紀の川市身体障害者連盟会長との事前協議結果】

高齢者や障害者の利用を考えると、本来、基準を満たすことが必要と考えるが、現在の運行状況等を踏まえれば適用除外認定を申請することもやむを得ない。今後の状況に応じて基準に合った車両の導入や対応を検討してほしい。

2. 移動円滑化基準の適用除外を求める条項について

運行事業者から、移動円滑化基準の以下の条項について適用除外認定の申請をすることに同意いただきたい旨の申し出がありました。

- ①第37条第2項第1号（乗降口の有効幅）
- ②第37条第2項第2号（乗降口スロープ）
- ③第38条第1項（床面の高さ）
- ④第39条（車椅子スペース）
- ⑤第40条第1項（通路の有効幅）

3. 廃車車両および代替車両について

	型式	初度 登録年	定員 (人)	長さ (cm)	幅 (cm)	車両 総重量	車両番号
廃車	日野 BDG-RX6JFBA	平成 21 年	29	699	205	6,695kg	和歌山 200 あ 341
代替	トヨタ 2WG-GDB110	令和 8 年	27	699	208	未定	未定

4. 導入時期

令和8年10月（予定）

議案第 2 号

紀の川市地域巡回バスの車両更新に伴う移動円滑化基準適用除外について

- 紀の川市地域巡回バスの桃山鞆渕コース及び細野貴志川コースの運行に使用する車両について、運行事業者の株式会社有交紀北が車両老朽化に伴う車両更新を行うにあたり、バリアフリー法における移動円滑化基準の適用除外認定の申請を行うことについて、承認を求める。

資料2のとおり

令和8年7月17日提出

■紀の川市地域巡回バスの車両更新に伴う移動円滑化基準適用除外について

1. 運行事業者（株式会社有交紀北）からの協議依頼

紀の川市地域巡回バスの桃山鞆渕コース及び細野貴志川コースの運行に使用している車両が、老朽化により本年中をめどに更新せざるを得ない状況となっています。

当路線は、小型車両でなければ運行が困難な狭隘道路を走行することと、1便あたりの利用者数が多いときには10人に迫る場合があることから、令和3年度に導入した現行車両と同様の、乗車定員10人のトヨタ「ハイエース」を更新車両として導入します。

また、当路線には急こう配な坂道や急カーブがあり、走行中の安全確保のため全乗客が着座できる席数の確保が必要と考えられます。

これらの運行の態様や車両の構造等により、移動円滑化基準への適合が困難な条項があることから、運行事業者から移動円滑化基準の適用除外認定を申請することについて同意を求めます。

なお、乗降に配慮を要する利用者については、乗務員による乗降時の見守りや声かけ等、実施可能な範囲でサポートすることを申し添えます。

【紀の川市身体障害者連盟会長との事前協議結果】

高齢者や障害者の利用を考えると、本来、基準を満たすことが必要と考えるが、現在の運行状況等を踏まえれば適用除外認定を申請することもやむを得ない。今後の状況に応じて基準に合った車両の導入や対応を検討してほしい。

2. 移動円滑化基準の適用除外を求める条項について

運行事業者から、移動円滑化基準の以下の条項について適用除外認定の申請をすることに同意いただきたい旨の申し出がありました。

- ①第37条第2項第2号（乗降口スロープ）
- ②第39条（車椅子スペース）
- ③第40条第1項（通路の有効幅）
- ④第40条第2項（通路の手すり）
- ⑤第41条第1項～第3項（運行情報提供設備等）

3. 廃車車両および代替車両について

	型式	初度登録年	定員(人)	長さ(cm)	幅(cm)	車両総重量	車両番号
廃車	トヨタ 3BA-TRH229W	令和 3年	10	538	188	2,700kg	和歌山 300 あ 323
代替	トヨタ 3BA-TRH229W	令和 8年	10	538	188	2,710kg	未定

4. 導入時期

令和8年10月（予定）

【参考】紀の川市地域公共交通活性化再生協議会規約

制定 平成30年6月14日

改正 令和元年6月27日

改正 令和4年6月13日

改正 令和5年4月1日

改正 令和7年4月1日

(名称)

第1条 本会の名称は、紀の川市地域公共交通活性化再生協議会（以下「協議会」という。）とする。

(目的)

第2条 協議会は、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議し、又は地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年3月30日国自旅第240号）第3条の規定に基づき、生活交通確保維持改善事業（以下「確保維持改善事業」という。）の作成に関する協議及び実施に関わる連絡調整を行い、若しくは地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うことを目的とする。

(協議事項)

第3条 協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 確保維持改善事業及び地域公共交通計画の策定及び変更の協議に関する事項
- (2) 確保維持改善事業及び地域公共交通計画に位置付けられた事業の実施に関する事項
- (3) 確保維持改善事業及び地域公共交通計画に位置付けられた事業の実施に係る調整に関する事項
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的達成のために必要な事項

(構成員)

第4条 協議会は、次に掲げる団体及び個人をもって構成するものとする。

- (1) 紀の川市副市長及び紀の川市長の指名する市職員
- (2) 法第2条第2号に掲げる公共交通事業者等及びその組織する団体が推薦する者
- (3) 住民又は利用者の代表
- (4) 近畿運輸局和歌山運輸支局長又はその指名する者
- (5) 岩出警察署長又はその指名する者

(6) 道路管理者、学識経験者その他の協議会が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、附属機関の組織及び運営に関する基準を定める規則（平成31年紀の川市規則第25号）のとおりとする。ただし、再任を妨げない。

(会長)

第6条 会長は、紀の川市副市長をもって充てる。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

3 会長は、協議会の会計を監査する監査委員を委員の中から任命する。

(副会長)

第7条 副会長は、委員のうちから学識経験者をもって充てる。ただし、学識経験者が複数人いる場合は会長が指名する学識経験者とする。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が不在のときは、会長の職務を代理する。

(監査委員)

第8条 協議会に監査委員2名を置く。

2 協議会の出納監査は、監査委員が行う。

3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(協議会の運営)

第9条 協議会は、会長が招集し、副会長が議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員は、都合により協議会を欠席する場合は、代理の者を出席させることができ、代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

4 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 協議会は原則として公開とする。ただし、公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められるときは、非公開で行うものとする。

6 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提供を求めることができる。

(書面による決議)

第10条 協議会は、会議の内容が軽微な場合又は緊急その他やむを得ない事情により会議を開催することが困難であると会長が認める場合は、書面により決議をすることができる。この場合において、前条第4項中「出席委員」とあるのは、「回答」と読み替え、その規定を準用する。

(協議結果の尊重義務)

第11条 協議会において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(部会)

第12条 協議会は、第3条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため必要に応じて部会を設置することができる。

2 部会の設置に際し、組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(守秘義務)

第13条 協議会の委員は、個人情報その他業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第14条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局長は、紀の川市企画部長をもって充てる。

3 事務局次長は、紀の川市企画部交通政策課長をもって充てる。

4 事務局員は、紀の川市企画部交通政策課の職員をもって充てる。

(経費)

第15条 協議会の運営及び事業に要する費用は、負担金、補助金、繰越金及びその他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第16条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬)

第17条 協議会は、市民又は公共交通に関する学識経験を有する委員に対し、報酬を支給することができる。

(その他)

第18条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附 則

(施行期日)

この規約は、平成30年6月14日から施行する。

この規約は、令和元年6月27日から施行する。

この規約は、令和4年6月13日から施行する。

この規約は、令和5年4月1日から施行する。

この規約は、令和7年4月1日から施行する。

【参考】委員名簿

規約第4条に基づく位置付け	所属	職名	氏名	備考
(1) 紀の川市の指名する者	紀の川市	副市長	今城 崇光	会長
	紀の川市福祉部	部長	貴多橋 一仁	
	紀の川市農林商工部	部長	村田 宗紀	
	紀の川市建設部	部長	山本 欣史	
	紀の川市教育部	部長	長田 和美	
(2) 法第2条第2号に掲げる公共交通事業者等及びその組織する団体が推薦する者	和歌山バス那賀株式会社	取締役社長	佐伯 一也	
	株式会社有交紀北	代表取締役	西脇 正宜	
	一般社団法人 和歌山県バス協会	専務理事	森下 清司	
	一般社団法人 和歌山県タクシー協会	会長	豊田 英三	
	和歌山県交通運輸産業 労働組合協議会	バス部会長	坂前 吉信	
	西日本旅客鉄道株式会社 和歌山支社	副支社長	礪川 健太郎	
	和歌山電鐵株式会社	代表取締役専務	麻生 剛史	
(3) 住民又は利用者の代表	打田地区区長会	会長	中川 義英	
	粉河地区区長会	会長	嘉摩尻 寿	
	那賀地区区長会	会長	南出 直隆	
	桃山地区区長会	会長	新谷 幸治	
	貴志川地区区長会	会長	裏田 富一	
	紀の川市身体障害者連盟	会長	川嶋 至	
(4) 近畿運輸局和歌山運輸支局長又はその指名する者	和歌山運輸支局	首席運輸企画専門官	竹森 盛高	
	和歌山運輸支局	首席運輸企画専門官	明石 久則	
(5) 岩出警察署長又はその指名する者	岩出警察署	署長	井田 昌樹	
(6) 道路管理者、学識経験者その他の協議会が必要と認める者	龍谷大学文学部	教授	井上 学	副会長
	和歌山河川国道事務所 和歌山国道維持出張所	所長	柴田 真次	
	和歌山県地域振興部 地域政策局総合交通政策課	課長	石井 宏紀	監査委員
	那賀振興局建設部	副部長	山本 清広	
	岩出市総務部	次長	西浦 正員	監査委員